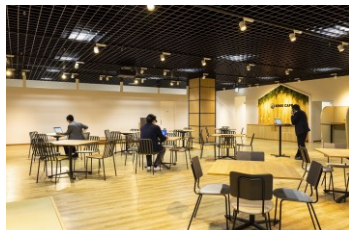
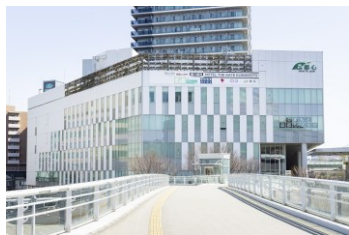


くまもと森都心プラザXOSS POINT.スモールオフィス(1室) Room10 使用者募集要項



◆くまもと森都心プラザ2階ビジネス支援施設「XOSS POINT.(クロスポイント)」ではスモールオフィス10室を設け、事業成長を目指すスタートアップや第二創業者、新規事業の立ち上げを行うスモールオフィス使用者を対象に、伴走型支援を行っております。

◆具体的には、施設内のメンター等によるビジネスプランの壁打ち等のメンタリング支援、施設を活用した域内外の関係者とのビジネスマッチングや、その他施設内にて実施される支援プログラムへの参加などの支援を受けることができます。

◆つきましては、下記のとおりスモールオフィス使用者を募集します。

※令和8年12月上旬からの使用開始予定です。

エントリー手順

応募書類の提出



【必要書類】

- ①くまもと森都心プラザスモールオフィス使用者選考申込書(様式第1号)
- ②事業概要書、事業計画書等
フォーマット・枚数は自由ですが、「事業内容」「事業計画」「当施設の利用目的」を記載の上、PDF、Excel、PowerPoint等の形式にてご提出ください。
- ③個人の場合は、開業届出書の写し、住民票
会社の場合は、履歴事項全部証明書、決算書の写し(直近1期分)
- ④許認可等が必要な業種を営む場合、許可・認可・登録等の写し
- ⑤主たる事業所の存する自治体において市税の滞納がないことの証明書
- ⑥誓約書兼同意書(様式第3号)
- ⑦その他(会社案内、商品パンフレット等)

使用者選考会



【提出先】

上記資料について、以下のアドレスへメールにてご提出ください。

Mail: smalloffice@stsplaza.net **10月20日(火) 18時必着**

(送付データ量が20MBを超える際はご相談ください。また、メール送付後は、お問い合わせ先までメール到着のご確認をお願いいたします。)

- ・申込書類を受理した後、選考委員会において書類及び面接による選考を予定しており、面接においては、提出資料を用いた選考会(面接)を実施いたします。
(プレゼン10分、質疑応答10分の計20分程度を想定)
※審査項目については別紙参照

選考結果通知

- ・選考会(面接)の実施時期は**10月下旬**を予定しており、お申込者様には改めて通知いたします。
- ・面接審査結果を通知
- ・使用開始に係る各手続のご案内
- ・注意事項等に関する説明会を実施

募集概要

【募集室 Room10・面積・使用料】

1 室（※ 別紙平面図）

使用料月額2,800円／㎡

（別途共益費用月額650円／㎡）

室面積/使用料(共益費込)

R o o m 10 26.93㎡ 92,904円



（イメージ）

【使用時間及び使用期間】

- ・午前8時30分から午後10時まで
（休館日は毎月第3水曜日、12月29日から翌年1月3日まで）
- ・使用期間は原則2年以内

【各室の設備】

- ・無線LAN(Wi-Fi)＜使用料無料＞
 - ・くまもとフリーWi-Fi＜使用料無料＞
 - ・長机 1台 ・椅子 6脚 ・キャビネット 1台
 - ・ホワイトボード 1台 ・コートハンガー 1台
- 共用設備：課金式コピー、給湯室等、全室電子錠付ドア

【使用開始時期】

- ・選考会終了後、1週間以内に面接審査結果を通知いたします。審査結果を通知した月の翌月末日までに入居いただけます

【入居要件】

以下の要件を満たすこと

- ① 事業成長を目指すスタートアップや第二創業者、新規事業の立ち上げを行う企業等であること。
- ② スモールオフィスの使用を開始する時点で事業活動を行っていること。
- ③ スモールオフィスからの退去後も本市において事業を行う計画を有する者であること。
- ④ 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害するおそれがない事業を行う者であること。
- ⑤ 新規性、成長性、実現性等が認められる事業計画を有し、かつ、当該事業計画の中で市内の企業等との協働又は連携が見込まれること。
- ⑥ 施設における、メンタリングやビジネスマッチング等の支援を必要としていること。
- ⑦ 市税を滞納していないこと。ただし、本市以外で事業を営んでいる者にあっては、主たる事業所の存する自治体において市町村税を滞納していないこと。
- ⑧ 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

【遵守事項】

- ① 本施設内では、物品の販売等の営利行為及び施設や設備を損傷させる行為又はその恐れのある行為を行わないこと。
- ② 公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為を行わないこと。
- ③ 本施設の他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがある行為を行わないこと。
- ④ 事業進捗等について、毎月指定管理者のヒアリングを受けること。
- ⑤ くまもと森都心プラザ条例、くまもと森都心プラザ条例施行規則、その他関係規程等に従うこと。

【お問い合わせ先】

〒860-0047

熊本市西区春日1丁目14-1

くまもと森都心プラザ2F

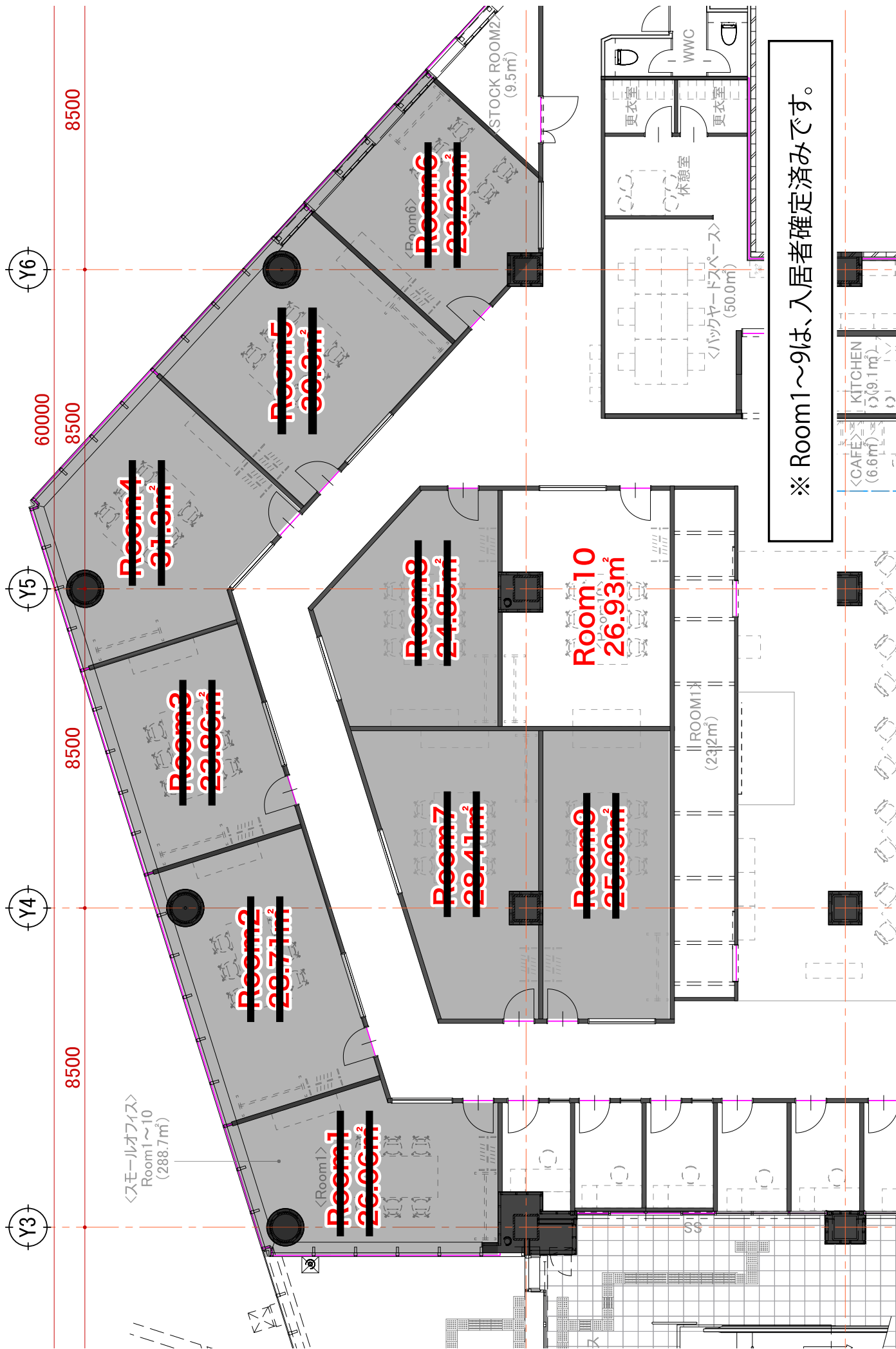
「XOSS POINT.」

スモールオフィス担当：岡本

電話：096-355-7402

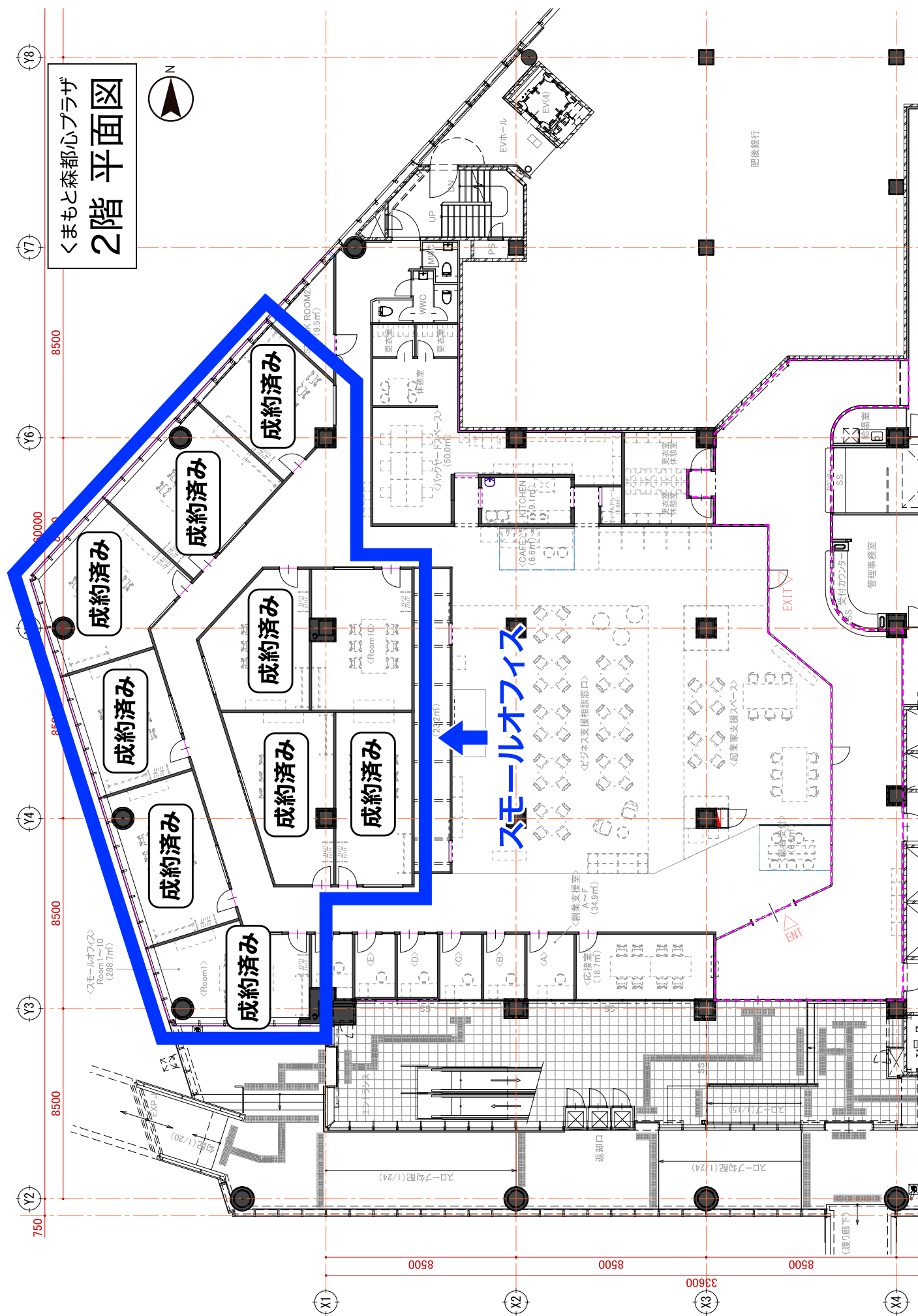
FAX：096-355-7412





※ Room1～9は、入居者確定済みです。

くまもと森都心プラザ
2階平面図



くまもと森都心プラザスモールオフィス使用者選考申込書

令和 年 月 日

熊 本 市 長 (宛)

〒

(申込者) 住 所 (所在地) _____

氏 名
会社名等 (代表者の職・氏名) _____

(連絡先) T E L (携帯電話可)
F A X
E - m a i l _____

くまもと森都心プラザスモールオフィスの使用について、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

1 添付書類 (該当する□内にレ点を記入してください。)

☐ (1) 事業を行う個人

- ① 使用者選考申込書
- ② 事業概要書、事業計画書等
- ③ 開業届出書の写し、住民票
- ④ 許可・認可・登録等の写し (許認可等が必要な業種を営む場合)
- ⑤ 主たる事業所の存する自治体において市税の滞納がないことの証明書
- ⑥ その他 (会社案内、商品パンフレット等)

☐ (2) 事業を行う会社

- ① 使用者選考申込書
- ② 事業概要書、事業計画書等
- ③ 履歴事項全部証明書、決算書の写し (直近 1 期分)
- ④ 許可・認可・登録等の写し (許認可等が必要な業種を営む場合)
- ⑤ 主たる事業所の存する自治体において市税の滞納がないことの証明書
- ⑥ その他 (会社案内、商品パンフレット等)

誓約書兼同意書

熊本市長 (宛)

郵便番号
住 所
会社名等
代 表 者 職 名
ふりがな
氏 名
電話番号

私はくまもと森都心プラザスモールオフィス使用者選考申込を行うにあたり、下記事項を守ることが誓約します。なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、スモールオフィス使用者選考を受けられないこと又はスモールオフィスの使用許可の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、若しくは、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申込者の要件を審査するため、市が必要な場合は、熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定するものではないか警察機関へ照会することを承諾する。
- スモールオフィス使用者募集要項に定める使用者の範囲（申込資格）の要件を満たしている。

くまもと森都心プラザスモールオフィス 使用者選考における審査項目

選考においては、選考委員会を設置し、以下の審査項目について、配点基準と評価ウェイトにより採点します。

【審査項目】

(1) 事業内容・事業計画

ア 新規性・独自性

- (ア) アイデア、製品及びサービス等に、新しい魅力及び優位性等があるか。
- (イ) これまでにない発想及び視点による独創的な事業であるか。

イ 成長性・雇用拡大可能性

- (ア) 今後の事業拡大及び収益増加等の成長性が見込まれるか。
- (イ) 今後の人員計画で雇用増となる見込みはあるか。

ウ 市場性

- (ア) 対象となる市場は、成長しているか又は今後成長する可能性があるか。また、新しい市場をつくることができるか。
- (イ) 取引先及び販売ルート等を確保し、又は想定しているか。

エ 実現性

- (ア) 実際の事業として実現する可能性はあるか。
- (イ) 現在の状況からみて、今後も継続可能な事業であると認められるか。

(2) 本市スタートアップコミュニティへの影響

- (ア) 創業意欲や革新意欲が高く、さらに入居者等との事業連携や産学連携など、本市スタートアップコミュニティへの参加の意欲が高いか。
- (イ) (市外企業等の場合) 市内への定着見込みがあるか。

(3) スモールオフィス入居の必要性

- (ア) 自社の課題の認識をもち、本施設による支援を必要としているか。
- (イ) (市外企業等の場合) 本市に立地する必要性が高いか。

【配点基準】

点数	配点基準
5点	優れている。
4点	概ね良好である。
3点	平均的である。
2点	劣っている。
1点	非常に劣っている。
不適格	不適格である。

【評価ウェイト】

審査項目		評価ウェイト	点数(満点)
(1) 事業内容・事業計画	ア 新規性・独自性	× 3	15点
	イ 成長性・雇用拡大可能性	× 3	15点
	ウ 市場性	× 3	15点
	エ 実現性	× 3	15点
(2) 本市スタートアップコミュニティへの影響		× 6	30点
(3) スモールオフィス入居の必要性		× 2	10点
合計			100点

【備考】

委員の評価点数平均点が70点に達しない応募者は、選考しません。また、各委員の配点において1項目でも「不適格」があった応募者は、選考しません。